

指定(介護予防)訪問看護重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定(介護予防)訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

(1)事業の目的

一般社団法人えひめ療養支援・看護機構(以下「事業者」という。)が開設する訪問看護ステーションパブリカ(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に対し、事業所の保健師、看護師又は准看護師等(以下「看護職員等」という。)が、利用者の居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助の適切な訪問看護、介護予防訪問看護(以下「サービス」という。)を提供することを目的とします。

(2)運営の方針

1. 事業の実施にあたっては、要介護状態等になった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、利用者の人格及び意志を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 事業の実施にあたっては、要介護状態等となることの予防又はその状態の軽減もしくは悪化の予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。
3. 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(3) 事業所の種類 指定(介護予防)訪問看護

(4) 事業者及び事業所の名称・所在地

(事業者)名称 一般社団法人えひめ療養支援・看護機構

住所 愛媛県松山市古川南 2 丁目 19 番 25 号

代表理事 渡邊 八重子

(事業所)名称 訪問看護ステーションパブリカ

住所 愛媛県松山市余戸南 5 丁目 13 番 9 号

管理者 土谷 仁美

(5) 通常の事業の実施地域

松山市（ただし、島嶼部を除く）

それ以外にお住まいの方についてもご相談に応じます。

- (6) 職員体制
- | | |
|-----------|-------|
| 管理者兼訪問看護師 | 1名 |
| 訪問看護師 | 3名 以上 |

(7) 職務内容

① 管理者：

事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に対し業務に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指示命令を行う。また、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、自らも指定訪問看護等の提供にあたります。

② 訪問看護師

訪問看護を実施します。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。)を作成し、利用者またはご家族に説明します。

(8) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月～金
② 営業時間 9:00～17:00
③ 休業日 祝日、12月29日～1月3日

24 時間体制を実施しておりますので、別紙のとおりご連絡をお願い致します。

(9) 当事業所が提供するサービス

- ① 心身の状態、病状・障害等の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ カテーテル等の管理
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ ターミナルケア
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 医療機関及び他関連機関との連携

(10) 利用料等

- ① 介護保険及び医療保険対象

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告知上の額とし、法定代理受領サービスであるときには、その利用者負担割合に応じた額とし、詳細は別紙のとおりです。

②保険外料金

実施地域を越えた地点から片道1キロメートル毎 100円

エンゼルケア代 5,000円

③支払い

利用者負担金は、利用月の翌月15日頃までに請求書を発行しますので25日までにお支払いください。お支払方法につきましては銀行引き落とし、又は集金でお願い致します。

(11) サービス提供のキャンセルについて

①サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までに御連絡下さい。

キャンセル料金は頂戴しておりません。

②サービス内容、担当者の変更、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、管理者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

連絡先： 管理者：土谷 仁美 電話番号：089-909-6818

(12) 緊急時の対応

訪問看護員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置に努めます。

(13) 秘密保持

事業者及びその従業者は、(介護予防)訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

(14) 事故発生時の対応

家族・介護支援専門員・関連機関への報告や対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険「賠償責任保険<訪問看護対応型>の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。不明な点等は大小にかかわらず管理者か担当看護師にお尋ね下さい。

(15) サービス提供への苦情について

管理者をサービス等の苦情窓口としています。

また、指導・相談を任とする顧問を置いています。

【顧問】 安田女子大学教授

山本 克司 先生

木原道雄司法書士事務所 司法書士

木原 道雄 先生

当事業所及び公的機関等の苦情の申立て機関

<u>訪問看護ステーションパプリカ</u> 相談・苦情に対する常設の窓口として管理者が相談担当者として対応をする。 事務所玄関に「苦情・要望箱」を設置している 営業日、営業時間以外についても、転送・留守番電話で応対し後日速やかに対応する。	所在地:松山市余戸南5丁目13-9 電話:089-909-6818 受付時間:平日9時~17時
<u>松山市福祉推進部指導監査課</u>	所在地:松山市二番町四丁目7番地2 電話:089-948-6968 受付時間:平日8時30分~17時15分
<u>愛媛県国民健康保険団体連合会</u>	所在地:松山市高岡町101番地1 電話:089-968-8700 受付時間:平日8時30分~17時15分
<u>愛媛県福祉サービス運営適正委員会</u>	所在地:松山市持田町三丁目8番15号 電話:089-998-3477 受付時間:平日9時~12時 13時~16時30分

(16)ハラスメントへの対応

ハラスメントにより就業環境やサービスが害されることがないように防止に努めます。

(17)事業の継続について

感染症や災害発生においてもサービスの提供を継続する又は、早期の再開を図るため、業務継続計画書を策定、研修・訓練、必要に応じて計画を変更しています。

(18)衛生管理等

感染症の発生又はまん延しないよう努めています。

(19)その他

- ①事業者は、訪問看護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けます。また、業務体制を整備します。
- ②事業者は職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後も、秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約に含めています。
- ③事業者は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

事業者は、指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき、契約書及び重要事項の説明を行いました。

(事業者) 所在地 愛媛県松山市古川南 2 丁目 19 番 25 号
名称 一般社団法人えひめ療養支援・看護機構
代表者 渡邊 八重子 ㊞

(事業所) 所在地 愛媛県松山市 余戸南 5 丁目 3 番 9 号
名称 訪問看護ステーションパプリカ
管理者 土谷 仁美